チェックリスト

＜11. 東園田町3・4丁目地区地区計画＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）告示日：2001.12.4、建築条例当初施行日：2002.4.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目  下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容  （自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 共同住宅で床面積が43㎡未満の住戸を有するものは建築してはならない。 | 用途  □住宅  □事務所  □店舗  □その他 | 適・否 |
| 建築物等の高さの最高限度 | 軒の高さ：18ｍ以下 | 軒の高さ　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 壁面の位置の制限 | 軒の高さが9ｍを超える場合、 建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等の面から敷地境界線※までの距離は1ｍ以上でなければならない。  ※当該対象建築物の敷地に、道路・公園・水面その他これらに類するものが接している場合においては、当該道路等の反対側の境界線を敷地境界線とみなす。  ただし、以下の当該対象建築物の部分を除く。  ・外壁等の中心線の長さの合計が3ｍ以下の部分  ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3ｍ以下、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの | 軒の高さ  □9ｍ以下  　規制なし  □9ｍ超  敷地境界線からの有効距離  　　　　　　　　　　ｍ  （適用除外）  □外壁等の中心線の長さの合計が3ｍ以下  □物置等で軒の高さ2.3ｍ以下、 かつ、床面積の合計5㎡以内 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理